

家畜人工授精所の 立入検査を実施します！

平成30年6月に、和牛遺伝資源の中国への不正輸出事案が確認されたこと等を踏まえ、全国の全ての家畜人工授精所に対し、家畜改良増殖法35条に基づく農政局等が中心となった立入検査を定期的を実施します。

立入検査の実施日について

- 立入検査は、**令和4年12月以降**を予定しています。
- 立入検査の計画は、中国四国農政局が作成します。

立入検査の対象となった家畜人工授精所の開設者に対しては県から日程調整等について、ご連絡します。

立入検査の内容について

立入検査では、つぎの基本事項を確認します。

☑ 開設許可及び構造等の確認

- 家畜人工授精所の実務（精液等の生産、処理、保存）が許可内容に即しているか

☑ 精液等の管理状況の確認

- 精液及び証明書等の管理状況の確認
- 証明書裏の「譲渡・経由」の記載事項等の確認



このほかに、既存制度や法の改正内容の周知等も行います。

立入検査の流れについて

① 立入検査計画の作成

中国四国農政局が、実施月や箇所数等を決定します。

② 対象授精所との日程調整

計画を基に、県が対象授精所と日程調整を行います。

③ 立入検査の実施

中国四国農政局、県、対象授精所の3者で実施します。

④ 立入検査後

OK 法令違反がない

対応はありません

NG 法令違反がある

県の改善指導の下、業務を改善し、
報告書を作成します。

(報告書は県に提出します)

《検査時間の目安》

検査時間は「授精所の業務内容」により異なります。

生産や処理：2時間程度 保存のみ：30分～1時間程度

立入検査の実施にあっては皆様の御理解、御協力のほど
よろしくお願い致します。

お問い合わせ先

広島県西部畜産事務所（082-423-2441）、東部畜産事務所（084-921-1311）
北部畜産事務所（0824-72-2015）、農林水産局畜産課（082-513-3598）